

## 出展申込書

申込日： 年 月 日

別紙記載の出展規程を遵守することを承諾し、下記の通り出展を申し込みます。

出展申込者		
会社名	和文表記	Ⓜ
	英文表記	
所在地	〒	
	TEL:	FAX:
出展実務 担当者	所在地: 〒	
	所属部課:	役職:
	フリガナ	TEL:
	氏名: Ⓜ	FAX:
Email:		

出展申込内容		
展示ブース		
<input type="checkbox"/> 標準小間 (9 m <sup>2</sup> /RMB19,980)	小間	金額 RMB
<input type="checkbox"/> ロースペース (36 m <sup>2</sup> 以上/RMB1,900/m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup>	金額 RMB
セミナー		
<input type="checkbox"/> テーマ/ RMB5,000	テーマ	金額 RMB
合計		金額 RMB

申込締切： 2012 年 9 月 28 日 (金)

出展申込/問合せ
中国国際福祉博覧会日本事務局 株式会社国際マーケティングサービス 〒104-0041 東京都中央区新富 1-2-13 OXSONビル 6F TEL: 0081-3-3555-0555 FAX: 0081-3-3555-3222 担当: 鈴木、草島 Email: <a href="mailto:crexpo@ims-aaa.com">crexpo@ims-aaa.com</a>

## 出展規程

1	<p><b>出展料金(展示+セミナー)の請求と支払い</b> 事務局が出展申込書の記載事項を確認後、出展者に出展料金の請求書を送付します。これに基づき、出展者は請求書に記載されている期日までに出展料金全額を事務局指定の口座へ振り込むものとします。など、出展料金を含め本展示会に関する全ての請求についての振込手数料は出展者が負担するものとします。</p>						
2	<p><b>出展契約の成立時期</b> 出展申込書に基づく出展契約の成立時期は、事務局が出展申込書を郵便またはFAXで受け取った時点とします。</p>						
3	<p><b>出展申し込みのキャンセル</b></p> <p>①出展申込の取消または申込内容の変更は原則として認めませんが、やむなく出展の取消もしくは申込内容の変更(出展小間数の一部キャンセルを含む)を行う場合には、その理由を明記した文書を事務局に提出し、承諾を得て下さい。</p> <p>②やむなく出展の取消もしくは申込内容の変更を行う場合には、その時期に応じて下記の出展キャンセル料をお支払い下さい。なお、下記料金は事務局が出展者からの通知書面を受領した日を基準とします。</p> <table border="0" data-bbox="312 1144 1129 1279"> <tr> <td>書面による取消/変更通知受領日</td> <td>出展取消料</td> </tr> <tr> <td>2012年8月31日まで</td> <td>出展料金の40%</td> </tr> <tr> <td>2012年9月1日以後</td> <td>出展料金の100%</td> </tr> </table> <p>③出展者が上記相当金額を支払っていないときは、取消通知後直ちに支払うものとします。出展者が既に支払った金額が上記相当金額を超過している場合は、超過分を事務局より返金します。この場合、振込手数料は出展者の負担とします。</p> <p>④事務局は、次に該当する場合、出展者に対し、何らの予告無しに出展を取消することができ、また、出展料金全額をお支払い頂きます。この場合、事務局は当該場所を適切な方法で使用することができるものとします。</p> <p>1)事務局の指定期日までに出展料金を完納しない場合 2)事前予告なしに2012年11月14日12時まで小間の使用を開始しない場合 3)出展規程および関連規程の記載事項に違反し、事務局を催告によっても改善が認められない場合</p>	書面による取消/変更通知受領日	出展取消料	2012年8月31日まで	出展料金の40%	2012年9月1日以後	出展料金の100%
書面による取消/変更通知受領日	出展取消料						
2012年8月31日まで	出展料金の40%						
2012年9月1日以後	出展料金の100%						
4	<p><b>小間位置の決定</b></p> <p>①小間の位置決定は出展物の内容、出展ジャンル、申込順位、出展実績、会場全般の構成などを考慮して事務局が行い、出展者に通知します。出展者は小間の割当について、苦情や出展取消等を申し出ることは出来ません。</p> <p>②主催者は、消防法令上または展示会の展示効果向上の為に小間図面を変更し、それに伴い小間の再配置することができます。その際、出展者は小間位置変更に関する損害賠償請求は出来ないものとします。</p>						

5	<b>小間の転貸等の禁止</b> 出展者は割り当てられた小間の全部または一部を第三者に譲渡・貸与もしくは出展者において交換することはできません。
6	<b>共同出展者の取り扱い</b> 2つ以上の会社/団体が共同出展する場合は、原則として1社が代表して申し込むものとし、出展料金などの各請求をはじめとする事務局からの全ての連絡は、申込者の実務担当者へのみ通知するものとします。など、共同出展者の社名などを申込時に事務局へ通知するものとします。
7	<b>出展物および展示装飾に関する規制と撤去・搬出</b> 小間内の出展物および装飾物などが、事務局より通知される期日内に撤去・搬出されない場合は、出展者の費用負担で、事務局により撤去・搬出できるものとします。
8	<b>出展物の管理と免責</b> 主催者は、天災、不可抗力、盗難、紛失などあらゆる原因により生じる出展物への損失または損害についてその責任を負わないものとします。
9	<b>損害賠償</b> 出展者は、出展者自身または出展者指定の業者などの代理人の不注意やその他の理由により、展示会場設備または展示会建造物もしくは人身などに対して与えた一切の損害にていて責任を負うものとします。
10	<b>展示会開催の変更・中止</b> ①主催者は天災、その他不可抗力により会期を変更、または開催を中止することがあります。主催者はこれによって生じた損害の補償や費用の増加、その他不利な事態に陥るなどに対する責任を負わないものとします。 ②出展申込は、変更された会期などについて有効とし、会期変更などを理由として出展を取消ことはできません。
11	<b>規程の遵守</b> 出展者は本出展規程をはじめとする主催者が定める諸規程を遵守することに同意のうえ出展申込をするものとし、この点において将来いかなる時点においても一切の異議を申し立てないこととします。出展者は主催者が定める全ての規程を本展および出展者の利益保護の為のものとして解釈し、その実行に協力するものとします。